

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	子ども等医療費給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、子ども等医療費給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和5年12月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども等医療費給付事務
②事務の概要	滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例(昭和48年滝沢村条例第19号)に基づき、子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭に対する医療費(以下「子ども等医療費」という。)の給付に係る次に掲げる事務を行う。 1、子ども等医療費の給付に係る受給者証の交付の申請又は変更の届出の受付、受給資格の審査、受給者証の発行
③システムの名称	1、医療費給付システム 2、共通基盤連携サーバー 3、住民基本台帳システム 4、宛名管理システム 5、税宛名管理システム 6、団体内統合宛名システム 7、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども等医療費給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 2. 滝沢市行政手続における特例の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第9号 2. 条例第4条第1項及び別表の3の項 ※事務として照会のみ、提供はなし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6530

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	滝沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滝沢市は、子ども等医療費給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	記載内容の見直しに伴い修正したものの。
令和3年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年滝沢村条例第19号)及び滝沢市ひとり親家庭医療費給付条例(昭和54年滝沢村条例第6号)に基づき、子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭に対する医療費(以下「子ども等医療費」という。)の給付に係る次に掲げる事務を行う。 1、子ども等医療費の給付に係る受給者証の交付の申請又は変更の届出の受付、受給資格の審査、受給者証の発行	滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例(昭和48年滝沢村条例第19号)に基づき、子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭に対する医療費(以下「子ども等医療費」という。)の給付に係る次に掲げる事務を行う。 1、子ども等医療費の給付に係る受給者証の交付の申請又は変更の届出の受付、受給資格の審査、受給者証の発行	事後	記載内容の見直しに伴い修正したものの。
令和3年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1、番号法第9条第2項 2、滝沢市行政手続における特例の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表の3、4の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 2. 滝沢市行政手続における特例の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表の3の項	事後	記載内容の見直しに伴い修正したものの。
令和3年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1、番号法第19条第8号 2、条例第4条第1項及び別表の3、4の項	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 条例第4条第1項及び別表の3の項 ※事務として情報照会のみ、提供なし	事後	記載内容の見直しに伴い修正したものの。
令和3年3月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	入手、提供ともに接続する	入手のみ接続する	事後	記載内容の見直しに伴い修正したものの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 条例第4条第1項及び別表の3の項 ※事務として照会のみ、提供はなし	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第9号 2. 条例第4条第1項及び別表の3の項 ※事務として照会のみ、提供はなし	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1..対象人数	令和1年5月31日時点	令和3年7月31日時点	事後	番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者人数	令和1年5月31日時点	令和3年7月31日時点	事後	番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 1..対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年7月31日時点	1万人以上10万人未満 令和5年10月31日時点	事前	情報連携項目の追加及び令和6年4月からの制度改正に伴い再度実施したもの。
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者人数	令和3年7月31日時点	令和5年10月31日時点	事前	令和6年4月からの制度改正及び令和6年10月からの情報連携項目の追加に伴い再度実施したもの。